

平成25年度 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における 調達価格・調達期間のお知らせ

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、新たにお申込みいただいた再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備）に係る調達価格・調達期間は、経済産業省告示によって、以下のとおり定められております。

再生可能エネルギー発電設備の区分等			調達価格 (円/kWh, 税込)	調達期間 (年)
太陽光	出力10kW未満	単独で設置する場合	38.00	10
		自家発電設備等を併設する場合 〔 当該発電設備等により供給される電気が再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えるもの 〕	31.00	10
	出力10kW以上		38.88	20
風力	出力20kW未満		59.40	20
	出力20kW以上		23.76	20
水力	出力200kW未満		36.72	20
	出力200kW以上1,000kW未満		31.32	20
	出力1,000kW以上30,000kW未満		25.92	20
地熱	出力15,000kW未満		43.20	15
	出力15,000kW以上		28.08	15
バイオマス	1. バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		42.12	20
	2. 森林における立木竹の伐採又は間伐材により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）		34.56	20
	3. 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（1、2及び4の設備並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		25.92	20
	4. 建設資材廃棄物を電気に変換する設備（1の設備及び一般廃棄物発電設備を除く。）		14.04	20
	5. 一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備及び1から4の設備以外のバイオマス発電設備		18.36	20

- 太陽光（出力10kW以上）・風力・水力・地熱・バイオマスのいずれかの再生可能エネルギー発電設備においては、申込みを撤回した場合に、当該申込みの内容の検討に要した費用を支払うことに同意いただくことが必要となります。
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に定める複数太陽光発電設備設置事業（いわゆる「屋根貸し事業」）を営む方が認定を受けた太陽光（出力10kW未満）は、太陽光（出力10kW以上）とみなされます。
- 複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定できない場合に適用される調達価格・調達期間は、以下のとおりとなります。
 - ・調達価格：当該複数設備のうち、最も調達価格の低い設備の区分等における調達価格
 - ・調達期間：適用される調達価格と同様の設備の区分等における調達期間